奈良県告示第百八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、安倍土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十五年八月十三日

奈良県知事　荒　井　正　吾

一　退任役員の役名、氏名及び住所

理事　藤本　俊彦　桜井市大字高家一三八八
〃　藤本　豊　〃　三七六
〃　藤本　佳永　〃　池之内一二三一―三
〃　松田　一雄　〃　生田一八五
〃　東出　光弘　〃　高家三五三
監事　村田　勝計　〃　生田二七一・二七二
〃　山口　康弘　〃　桜井一二五九―一

二　就任役員の役名、氏名及び住所

理事　藤本　俊彦　桜井市大字高家一三八八
〃　藤本　豊　〃　三七六
〃　藤本　佳永　〃　池之内一二三一―三
〃　松田　一雄　〃　生田一八五
〃　東出　光弘　〃　高家三五三
監事　村田　勝計　〃　生田二七一・二七二
〃　山口　康弘　〃　桜井一二五九―一